Ⅲ養育費の確保

母子家庭等の養育費確保に関する取り組み

1. 養育費に関する規定の創設(15年4月施行)

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

2. 強制執行手続の改善

(1)平成15年の民事執行法改正(16年4月施行)

養育費等の強制執行について、より利用しやすくした(一度の申し立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした。)。

(2)平成16年の民事執行法改正(17年4月施行)

養育費等の強制執行について、直接強制(債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法)のほか、<u>間接強制</u>(不履行の場合には養育費債務とは別に上乗せの金銭(間接強制金)を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法)も可能とした。

3. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付(15年4月)

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12か月分(約123万円)を一括して貸付けできるようにした。

4. 養育費算定基準の周知等(16年3月)

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成(8千部)。母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

5. 離婚届出時等における養育費取り決めの促進策の実施(17年8月)

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効であると考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成(40万部)し、市町村へ配布。

(活用方法)

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

6. 養育費相談機関の創設・拡充

- (1)「養育費相談支援センター」の創設(19年度)
 - ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、 養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設。
 - ・養育費の意義や取り決め方法、養育費の支払いの確保の手続き、養育費相談支援センターの業務内容をまとめたパンフ レットを作成し(21万部)、地方自治体に配布。

(2)養育費専門相談員を設置

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を新たに設置。(平成19年10月)
- 養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加。

7. 民法等の一部改正(平成24年4月1日施行)

(平成22年度)

- ・改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示。
- 離婚届に取り決めの有無のチェック欄を設ける。
- ・法務省、最高裁判所と連携して、養育費の取り決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍の窓口や児童扶養手 当の窓口、裁判所などで配付。

(参考)

○母子及び寡婦福祉法

(扶養義務の履行)

- 第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。
- 2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように務めなければならない。

〇民法

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

- 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担 その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
- 2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

(扶養義務者)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 • 3 (略)

1 養育費相談支援センター事業

創設:平成19年度

相談延べ件数:8.199件(平成24年度)

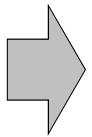
研修等:84回

目指すべき方向

- ○養育費の取り決め率の増
- ○養育費の受給率の増



- 〇ひとり親家庭の生活の安定
- ○ひとり親家庭で育つ子ども の健やかな成長



養育費相談支援センター設置の趣旨

- ○夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 〇国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の 業務支援を行う。



≪養育費の相談支援の仕組み≫



」 実施・委託し

養育費相談支援センター (委託先: (社) 家庭問題情報センター)

- ○養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供 →ホームページへの掲載、パンフレットの作成
- 〇地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- 〇母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援 (困難事例への支援)
- ○母子家庭等に対する電話・メールによる相談

研修サポート

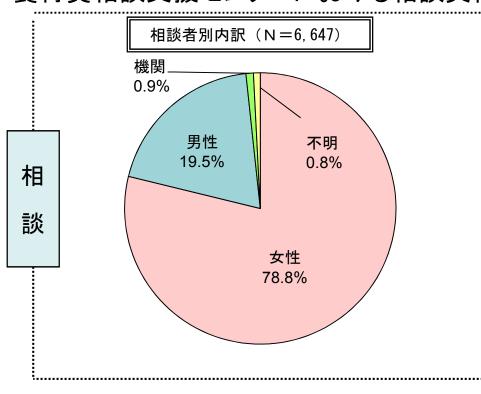
困難事例 の相談

母子家庭等就業・自立支援センター

- 〇リーフレット等による情報提供
- ○養育費の取り決めや支払いの履行・強制 執行に関する相談・調整等の支援
- ○母子家庭等への講習会の開催

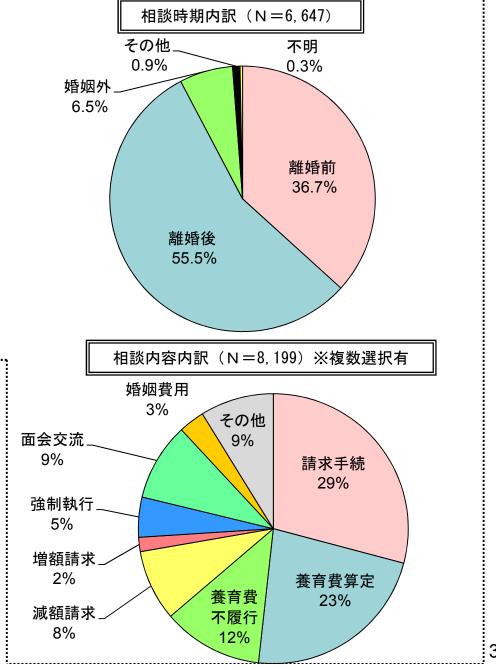
養育費相談支援センター 電話相談:0120-965-419(携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108 [相談時間:月~土(年末年始、祭日を除く) 10:00~20:00]

養育費相談支援センターにおける相談実績等(H24.4~H25.3)



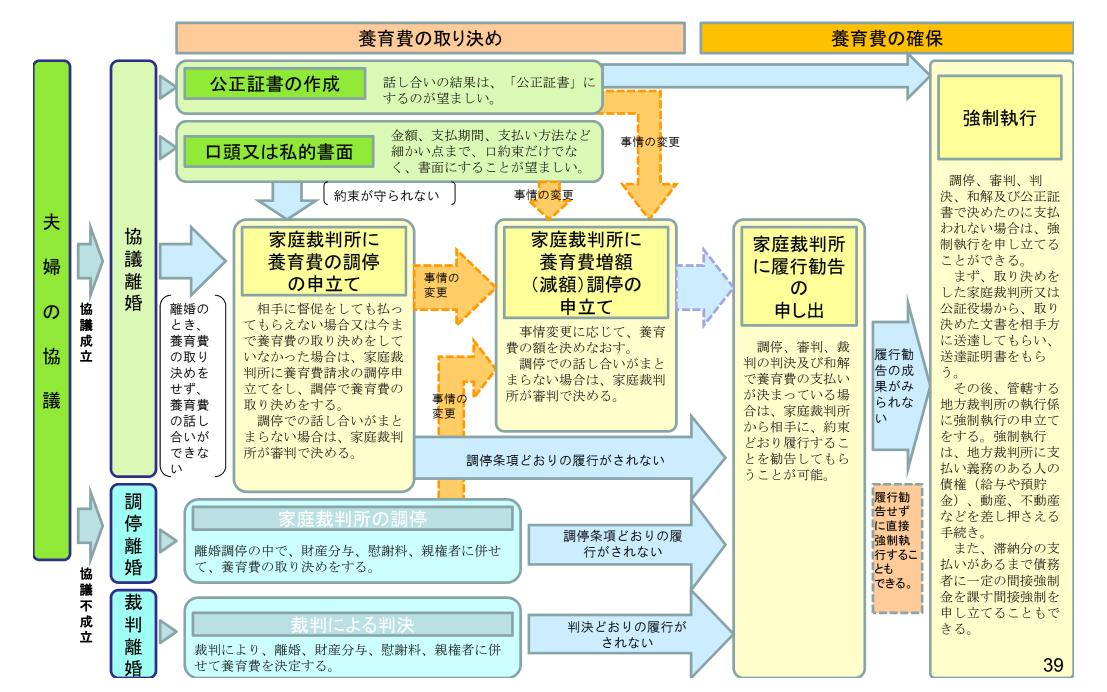
〇母子家庭等就業・自立支援センターの養育費 専門相談員や母子自立支援員を対象とした 全国研修会の実施(7月、9月)

〇地方公共団体の行う研修に対する研修講師の 派遣等(H24.4~H25.3) 82か所



研 修

養育費の取り決めと確保に関する司法手続



養育費の相談内容(Q&A)

養育費の請求

【質問】

離婚時に、相手の求めに応じて、「養育費は要らない。」との一筆を書きました。 そのときは、とにかく早く離婚をしたい一心で、「離婚してくれるなら、養育費はもらわないでもよい。」との気持ちから、養育費の取り決めはしなかったのです。

しかし、子どもが中学に進学し、あてにしていた実家の親が病気で倒れたりして生活の余裕がなくなり、養育費の送金がどうしても必要になりました。 貰わないと言っておきながら、養育費の請求ができるのでしょうか。

【回答】

しょう。

養育費は、子どものためのものですから、 子どもの養育に必要がある限り請求ができます。 まずは、相手とよく話し合ってみてく ださい。 ただ、相手も養育費は要らないも のとして生活設計をしているでしょうから、 養育費の協議は難航するかもしれません。 本当は離婚時にきちんと取り決めをしておく ことがよかったのでしょうね。 家庭裁判所の調停の申立てをされるとよいで

養育費の不履行

【質問】

離婚のときに決めた養育費の支払いをして くれなくなりました。 書面の取り交わしをし ているのですが、相手は、言を左右にして 払ってくれません。どうすればよいでしょう か。

【回答】

私的な書面の場合、相手に督促しても払わないときは、強制的に支払いを求めることは難しいです。 改めて、家庭裁判所の調停を申し立てられることをお勧めします。 家庭裁判所の調停で決めた場合は、確定判決と同等の効力がありますから、強制執行も可能となります。

話し合いができるのであれば、私的な書面ではなく、公正証書を作成するとよいでしょう。 その場合は、強制執行の認諾条項のついた公正証書を作成することをお勧めします。

面会交流と養育費

【質問】

相手が子どもと面会交流することを要求 し、会えないなら養育費を払わないと言って います。子に会わせないと養育費はもらえな いのですか。

【回答】

養育費と面会交流とは別の問題です。面会 交流を実施しなくても養育費を請求すること はできます。ただ、子どもさんに会うことは 養育費を支払う励みになるでしょうし、別れ た親と子が良い関係を持てるようにすること は大切なことです。会わせることが難しい事 情がある場合には子どもさんの成長の様子や 写真などを送ってあげるという方法もありま す。

財産開示手続き

【質問】

強制執行の申し立てを行うことを考えています。相手(義務者)は 働いており、かなりの貯金もあるはずですが、相手の財産がわかりま せん。どうしたらよいでしょうか。

【回答】

債権者の申立てにより、裁判所が債務者に財産の開示を命じる制度 (財産開示手続き)があります。

これは、地方裁判所に申し立てて、義務者を呼び出し、資産や収入の状況について、調べてもらうことができるものです。それは債務名義(調停調書、判決書などのことです。ただし、公正証書は含まれません。)があるほかに、債務者に対する強制執行等で債権の全額が回収できなかった場合、又は、判明している債務者の財産に対する強制執行を実施しても完全に回収ができそうにない場合、のいずれかの要件が必要です。

法テラスや弁護士会に相談し、弁護士に依頼するなどして、手続き を進めるとよいでしょう。収入や資産がありながら、支払をしない相 手には、有効な手続きと思われます。

相手の所在がわからないとき

【質問】

養育費の請求の調停を申し立てようと考えていますが、離婚後連絡が取れなくなり、困っています。どうしたらよいでしょうか。

【回答】

調停を進めるには、相手に調停などの通知をする必要がありますから、調停の申立時には、相手の住所(郵便の届く住所)を記載する必要があります。

相手の住所を調べるには、相手の「戸籍の附票」を取り寄せる方法と、元の「住民票」から転居先を調べる方法があります。連絡先が分からなくなって何年も経っているような場合には、相手の本籍地の市役所等から「戸籍の附票」を取り寄せるとよいでしょう。「戸籍の附票」には相手が届け出た「住民票」上の住所が載っています。

相手が比較的最近、転居したが転居先がわからないという場合には、それまで「住民票」があった住所の市役所等で「除かれた住民票」を請求することができます。

「戸籍の附票」も、「除かれた住民票」も、請求するときは、請求する側の戸籍謄本や本人確認のための資料を示して、子どもの親であることを明確にし、「裁判所に提出する必要がある」という理由を示すことが必要です。

【養育費相談支援センターホームページより】

養育費相談支援センター: 電話相談: 0120-965-419(携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108

[受付時間:月~土(年末年始、祭日を除く)10:00~20:00]

メール相談: info@youikuhi.or.jp

ホームページによる情報提供: http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/

民法における養育費等の取決めの明確化

(「民法等の一部を改正する法律」(平成23年6月3日公布)における民法の改正内容)

(平成24年4月1日施行)

現行	改正
(離婚後の子の監護に関する事項の定め等) 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。 (新設) 2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。 3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。	(離婚後の子の監護に関する事項の定め等) 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。 2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。 4 前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

施行時期:平成24年4月1日

(参考) 離婚届の様式(記載例)

	離 婚	£ =	受 理	平成	年	月 日	発 送	平成	华	Я	В
	内田 外日	届	第			号					
	平成24年5	4 月 / 0 日 届出	送付	平成	年	月 日				長	印
	,		第			号	<u> </u>				
	東京都4代	田区長 殿	容斯阿 查	戸籍記載	記載	調査 詞	佐東 附	栗	住民票	通	知
	(よ み か た)	夫 みんじ	T=	32		妻み	6 U		すな;	<u> </u>	
(1)	氏 名	民事	下	郎		民	r. ₱	7	花道	K -	
	生 年 月 日	昭和 54	年	月	F	昭和	55	年	少 月	3	E
	住 所	東京都千代		美が段]	神秘	果折	霸	声腷	n)	
	(住民登録をして)	113 1	番	-	}	171	1		番	[号	
	(**5225 /	世帯主 民事	瓜部	<u> </u>		世帯主 の氏名	民華	苁	. }		
	本 籍	康京郡4	代田	压丸a	内	ITE	1			番地 番	
(2)	(外国人のときは) 国籍だけを書い てください	maney.	争太								
	父 母 の 氏 名 父母との続き柄	夫の父 民事・	-èp	統	き柄	妻の父	戸籍	太	QÉ	続き	柄 —•
	他の養父母は、その他の側に、	母	-3	長	男	母		茱		長	女
(3) (4)	離婚の種別	☑協議離婚□調停□審判年	月	日成立 日確定]和解]請求の記]判決	8諾	年年年	月月月月	日成 日認 日確	諾
	婚姻前の氏に		: の戸籍に ,い戸籍を								-
	もどる者の本籍	東京和千代	田匡九	叛萬	TE	1	野地 第	页者 行	* 籍 7	邻	
(5)	未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子	\$ 7	£		妻が親権 を行う子					
(6) (7)	同居の期間	平 於 19 年 (同居を始めた	月 とき)	から		平	ズ 4 4 (別居し		2 月	まで	·
(8)	別居する前の 住 所	栗京都千	代田田	霞山	劉	111		番番番	地上	导	
(9)	別居する前の 世帯のおもな 仕事と	□ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2. 自由菜・南工菜・サービス菜等を購入七保管している世帯 □ 3. 食業・侵入の店等 (官公庁は除ぐ)の常用勁分等世帯で勁め先の従菜者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □ 4. 3 にあてはまらない常用勁労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □ 5. 1 から4 にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯									
(10)	失妻の職業	(国务調査の年… 夫の職業		1日から翌	年3月	31日までに		ときだけ	書いてくた	どさい)	1
	その他							,			
	届出人署名押印	* 民事 压	र्विङ		印	妻民	寻苁	子		F	\$1
	事件簿番号						-				

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を掛いてください。

本籍地でない役場に出すときは、2 通または3 通出してください(役場が相当と認めたときは、1 通で足りることもあ ります。)。また、そのさい戸籍謄本も必要です。

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき一調停調書の際本

審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書

和解離婚のとき一和解調書の勝本 認諾離婚のとき一認諾調書の撥本

判決離婚のとき→判決書の脱木と確定証明書

	証 人 (協議解婚の)ときだけ必要です)
	甲山	2川竹子 印
生 年 月	日 昭和 13 年 6 月10日	昭和15年8月30日
住	東京都中野区野方 1T目 34 番 /号	東京都世日谷正若林
本	東京 杉	東京都千代田区末日町

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は昔かないで、名だけを書いてください。 **発父母についても同じように書いてください。**

□には、あてはまるものに回のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚品と同時 に別の届告を提出する必要があります。)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた赤項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 (面会交流)

▼敢決めをしている。

□まだ決めていない。

(養育費の分担)

☑︎敢決めをしている。

□まだ決めていない。

/ 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や\ 養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議 で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も

優先して考えなければならないこととされています。

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院 平成23年5月26日

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 ~ 十 (略)

十一 離婚後の面会交流及び養育費の支払い 等について、児童の権利利益を擁護する観 点から、離婚の際に取決めが行われるよう に明文化された趣旨の周知に努めるととも に、面会交流の円滑な実現及び継続的な 養育費支払い等の履行を確保するための 制度の検討、履行状況に関する統計・調査 研究の実施等、必要な措置を講ずること。

十二(略)

衆議院 平成23年4月26日

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 ~ 四 (略)

五 離婚後の面会交流及び養育費の支払い 等について、児童の権利利益を擁護する観 点から、離婚の際に取決めが行われるよう、 明文化された趣旨の周知に努めること。また、 その継続的な履行を確保するため、面会交 流の場の確保、仲介医支援団体等の関係者 に対する支援、履行状況に関する統計・調査 研究の実施など、必要な措置を講ずること。

六 ~ 十一(略)

面会交流と養育費の関係

面会交流における取り決めと養育費に関する取り決めの相関

	養育費の取り決めがある		養育費の取り決	けめがない	計		
面会交流の取り決めがある	116件	66. 7%	26件	14. 9%	142件	81. 6%	
面会交流の取り決めがない	14件	8. 0%	18件	10. 4%	32件	18. 4%	
計	130件	74. 7%	44件	25. 3%	174件	100. 0%	

〇養育費の取り決めがある者は、面会交流の取り決めを同時に有している場合が多かった。養育費に関する取り決めがない場合には、面会交流の取り決めについてもない場合が多かった。このように見ると、<u>面会交流取り決めがある者は、同時に養育</u>費の取り決めをしていることが多いと言える。

養育費支払いの実現性と面会交流の実現性の相関

	養育費が実現している		養育費が実現し (含む無回		計		
面会交流が行われている	95件	52. 2%	36件	19. 8%	131件	72. 0%	
面会交流が行われていた	10件	5. 5%	6件	3. 3%	16件	8. 8%	
面会交流が行われていない	9件	4. 9%	26件	14. 3%	35件	19. 2%	
計	114件	62. 6%	68件	37. 4%	182件	100. 0%	

○養育費が実現している者ほど面会交流の実現性も高くなっており、養育費が実現していない(または無回答も含む)場合と 比較しても相関性が認められると言える。つまり、養育費を支払っている者は、面会交流も実現している場合が多いと言え る。養育費の支払いと面会交流は、同時履行の関係ではないが、両者は、車の両輪のような関係で、養育費は子どもの生活 の支えであり、面会交流は子どもの心の支えで、両者はともに重要であることがわかる。

面会交流支援事業

【事業内容】

- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示 された。
- 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、母子家庭 等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
- 具体的には、面会交流の取り決めがあり父母間で合意がある児童扶養手当受給者相当(非監護親等)を対象に、面会交流の支援を行 うための活動費の補助を行う。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中のメニューとして平成24年度より実施

【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【26年度予算案額】母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数



円滑な面会交流に向けた支援

取り決めのある面会交流の日程調整、 場所の斡旋、アドバイスなど





事業実施主体:

都道府県・指定都市・中核市

(母子家庭等就業・自立支援センター)

※母子寡婦福祉団体、NPO法人等に委託可

再委託可

専門的見地からの指導・助言

